

# 経 済 産 業 省

20240624貿局第2号  
輸出注意事項2024第11号  
輸入注意事項2024第11号  
輸出取引注意事項2024第1号  
経済産業省貿易経済協力局

「経済産業省組織令の改正に伴う輸出注意事項及び輸入注意事項等における貿易経済協力局の読み替えについて」の規程を次のとおり制定する。

令和6年6月28日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「経済産業省組織令の改正に伴う輸出注意事項及び輸入注意事項等における貿易経済協力局の読み替えについて」の制定について

令和6年6月28日付け「経済産業省組織令及び産業構造審議会令の一部を改正する政令」（令和6年政令第235号）の施行に伴い、令和6年7月1日以降、輸出注意事項、輸入注意事項、輸入発表、輸出貿易管理令、輸入貿易管理令及び外国為替令に基づく公示、お知らせ並びに輸出取引注意事項等中、「貿易経済協力局」とあるのは「貿易経済安全保障局」と読み替えるものとします。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。